

「退職給付に関する会計基準（案）」等に関するコメント

2010年5月31日
（社）日本経済団体連合会
経 済 基 盤 本 部

1. 総論

国際的な会計基準とのコンバージェンスを図るべく、ASBJ のステップ1として、数理計算上の差異及び過去勤務費用を「その他包括利益（以下 OCI）」として貸借対照表上で即時認識する提案については、一定の年数で按分した額を毎期費用処理することを通じて当期純利益へのリサイクルが確保されていることから、その方向性には賛同する。

しかし、IASB が4月29日に公表した公開草案「確定給付制度：IAS 第19号の修正の提案」によれば、数理計算上の差異に当たる「再測定」の内容、勤務費用の範囲、ネット計算による金融費用の計上、過去勤務費用の営業損益での即時認識、などASBJ のステップ1との重要な差異が見られる。また、拠出ベース約定に関する検討やIASB とFASB との共同での包括見直しは別途予定されるなど、段階的な改訂が見込まれており、将来の方向性が不透明な状況にある。ASBJ における日本基準改訂の段階分けに、IASB の検討に合わせた更なる段階適用が加わり、短期間に複数回の基準改正となれば、作成者にとっての負担が大きいため、ASBJ のステップ1の適用時期を含め、作業計画全体について、見直しが必要と考える。

また、退職給付会計の改正に伴い、税法、会社法、確定企業年金法等の関連法規制との調整が必要であるが、IASB およびASBJ が段階的な改正アプローチを採っている以上、改正の途中段階で個別財務諸表にも適用すべきかについては慎重な議論が必要である。従って、個別財務諸表への適用については、現在各関係者によって議論されている個別財務諸表の取扱いをめぐる検討状況を踏まえつつ、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の見直し、未認識負債の発生時一括計上等の項目ごとに慎重に検討すべきと考える。

IASB によるIAS 第19号の改正の動向に関しては、上記の通りASBJ のステップ1との重要な差異も見られるため、国際的な会計基準とのコンバージェンスを目指すと同時に、日本の市場関係者が受け入れられる会計基準となるようにASBJ からの意見発信を引き続きお願いしたい。

なお、今回、通常より長い2ヶ月半弱のコメント期間が設定され、一定のご配慮をいただいたが、四半期毎の各種ディスクロージャーを求められている作成者にとっては、それでもなおタイトなスケジュールという実感がある。例えばコメント期間は90日を原則とするなどの運用をお願いするとともに、作業計画策定においても、より適切なデュープロセスが確保されるよう配慮いただきたい。

2. 各論

①全般

今回の提案が適用されれば、「数理計算上の差異」は貸借対照表上で即時認識されることとなるため、本基準（案）および本指針（案）で使用されている「未認識数理計算上の差異」は「数理計算上の差異」へと修正すべきである。同様の理由から、「未認識過去勤務費用」は「過去勤務費用」へと統一することが適当である。また、「税制適格年金制度」は平成24年3月31日に廃止される予定であることから、それを踏まえた記載ぶりを検討いただきたい。

②用語の定義（本基準（案）7項）

厚生年金基金制度等、企業と従業員の直接の契約が存在しない制度もあることから、「企業と従業員との契約（退職金規程等）等」へと修正すべきである。

③予定昇給率（本基準（案）18項、本指針（案）28項、100項）

現行の取扱いでは、ベースアップは確実かつ合理的に推定できる場合以外は予定昇給率の算定に含めないとされているが、改正案においては、当該規定が本指針（案）28項から削除されている。一方、我が国におけるベースアップはその時々々の経済情勢等の下で労使交渉の中で決定されるものであり、本指針（案）28項にあるような「合理的に推定して算定できる予想昇給率」に勘案できるものではない。従って、ベースアップの実務上の取扱いについては、現行の取扱いからの変更はない点を明確化いただきたい。

④期間帰属（本基準（案）19項、59項）

我が国の実情に見合った期間定額基準が盛り込まれており、当該提案に賛同する。本基準（案）59項に期間定額基準に否定的な意見が紹介されているが、我が国の労働慣行を踏まえれば、当該意見は必ずしも適切ではなく、将来的にも期間定額基準が認められるべきと考える。

⑤数理計算上の差異及び過去勤務費用の処理（本基準（案）24項、25項、65項）

一定期間で按分して毎期費用処理する会計処理を継続する点、数理計算上の差異について翌期からの費用処理を認める点につき、賛同する。また、重要性基準を継続して認めることにも賛同する。

⑥注記事項（本基準（案）30項）

財務諸表利用者にとっての有用性と作成者・監査人の負担の両面を踏まえ

たコスト・ベネフィットの検証が必要であり、注記の拡充については慎重に検討すべきである。実施すべき場合においても、その適用時期などに柔軟な対応をお願いしたい。なお、現行の IFRS では拠出の予測額の開示なども求められているが、ASBJ のステップ 2 以降において将来の国際的な会計基準とのコンバージェンスを検討する過程においては、拠出予測額の開示を含め、コスト・ベネフィットの観点からの注記情報の削減についても是非ご検討いただきたい。

⑦遡及処理（本基準（案）37 項）

改正基準を適用するにあたり、過去の期間の財務諸表に対しては遡及処理しない提案に賛同する。

⑧退職給付に係る資産の上限（本基準（案）70 項）

退職給付に係る資産の上限の考え方を導入しない提案に賛同する。

⑨早期割増退職金（本指針（案）10 項）

「従業員が早期退職金制度に応募し、かつ、当該金額が合理的に見積られる時点」との記載について、我が国では、募集期間が期末を跨ぐ場合、募集期間の開始時点で総額を見積り計上する必要があるとの解釈が見られる。一方、米国会計基準では自発的退職の結果増加する給付については、従業員がそのオファーを受諾した時点で費用計上すると明確化されており、日米会計基準に差異が見られるため、当該記載の「応募」の定義を明確化いただきたい。また、当該日米会計基準の差異の是非についても検討いただきたい。

⑩退職給付債務の計算（本指針（案）14 項）

適用指針でなく、基準に記載すべき内容と考える。

⑪退職給付信託（本指針（案）18 項）

(1)にある「信託から支払われる退職給付も退職給付制度の枠組みの中にあることが退職金規程等により確認できれば」の「退職金規程等」につき、「退職金規程ならびに退職給付信託契約書等」へと変更いただきたい。また、なお書き部分に関して、退職給付信託の上限は制度毎に設定されるため、「制度毎の」を追記し、「制度毎の退職給付信託財産及びその他の年金資産の時価の合計額」とすることが適当である。

⑫割引率（本指針（案）24 項）

「実務上は、給付見込期間及び給付見込期間ごとの退職給付の金額を反映した単一の加重平均割引率を使用することもできる。」と記載されているが、

詳細が記載されておらず解釈が困難である。例えば、給付見込期間および金額を反映した平均残存期間を計算し、その年限の利回りを適用する方法が含まれるのか、も不明であり、記載の明確化をお願いしたい。また、単一の加重平均割引率の使用による簡便法については、原則的な方法との重要な差異がなければ、その使用に特段の制約がない旨を明確化いただきたい。

なお、実態として、終身年金制度の給付期間は 100 年以上にも及ぶため、実務上、給付期間をある程度まとめた複数区間毎に設定することが可能となるような記載等についても併せて検討いただきたい。

⑬退職給付に係る注記（本指針（案）54 項、55 項）

「外貨換算」の定義を明確化いただきたい。

⑭長期期待運用収益率（本指針（案）99 項）

「長期期待運用収益率の算定は、退職給付の支払に充てられるまでの期間にわたる期待に基づくことを」は「長期期待運用収益率の算定は、退職給付の支払に充てられるまでの期間を考慮した期待に基づくことを」とすることが適当と考える。

⑮小規模企業等における簡便法（本指針（案）110 項）

なお書き以降の記載は、今回の改定において簡便法の考え方を明確化するものであるため、基準（結論の背景）に記載すべきと考える。

以 上